

佐賀県告示第 317 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 27 年 7 月 3 日から平成 27 年 8 月 3 日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 27 年 7 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 諸富西島線	佐賀市諸富町大字徳富字八郎右工門搦 1057 番 29 地先から 佐賀市諸富町大字徳富字徳富 1068 番 1 地 先まで	平成 27 . 7 . 3
県道 諸富西島線	佐賀市諸富町大字徳富字上大津 1633 番 1 地先から 佐賀市諸富町大字徳富字外新地 745 番 1 地先まで	平成 27 . 7 . 3
県道 諸富西島線	佐賀市諸富町大字徳富字外新地 725 番 3 地先から 佐賀市諸富町大字徳富字外新地 657 番 4 地先まで	平成 27 . 7 . 3